

小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

小国町長 仁科 洋一

小国町規則第 10 号

小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

小国町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行に関する規則（平成7年小国町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

4 週休日の振替等は、庶務事務システム（職員の服務等の手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により行うものとする。ただし、庶務事務システムを使用できない職員については、別記様式第1号により行うものとする。

第9条の2第7項を次のように改める。

7 時間外勤務代休時間の指定は、庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムを使用できない職員については、別記様式第1号の2により行うものとする。

第10条第3項を次のように改める。

3 代休日の指定は、庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムを使用できない職員については、別記様式第4号により行うものとする。

第20条第1項中「休暇申請書に記入して」を「庶務事務システムにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムを使用できない職員が年次有給休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ休暇申請書に記入して、任命権者に請求するものとする。

第21条第1項中「又は特別休暇」を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「休暇申請書に記入して」を「庶務事務システムにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムを使用できない職員による条例別表第2第6項の申出は、あらかじめ休暇申請書に記入して、任命権者に対し行うものとする。

第21条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ庶務事務システムにより任命権

者に請求しなければならない。ただし、庶務事務システムを使用できない職員が特別休暇の承認を受けようとする場合は、あらかじめ休暇申請書に記入して、任命権者に請求するものとする。

第25条中「休暇簿に記入して」を「庶務事務システムにより、」に改め、同条に次のただし書を加える。を次のように改める。

ただし、庶務事務システムを使用できない職員が組合休暇の許可を受けようとする場合は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に申請しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。